

平成 18 年 3 月 8 日

～ 区民の安全安心の確保に向けて！～

区内施設82ヶ所にAED(自動体外式除細動器)を配備

今日、心疾患の死亡は年々増加傾向にあり、今後も高齢化社会の進展により一層、増加することが懸念される。特に「突然の心停止」では心室細動などの重症不整脈が原因となることが考えられ、重症不整脈にはできる限り早い除細動（心臓に対する電気ショック）を行なうことが重要となる。

簡単な操作でこの除細動を行なうことができる機器がAEDである。そこで区は、**区内の全小学校（23校）、中学校（8校）をはじめ、体育施設（6施設）、ことぶきの家（10施設）、図書館（4館）、児童館（12館）などの公共施設 82ヶ所にAEDの設置を行なうこととした。**

今回のAEDの導入にあたっては、今年度の東京都福祉改革推進事業の支援策である補助金交付事業の活用を得て行なうものである。

従来、日本ではAEDは医師、看護師、救命救急士のみに使用が認められていたが、平成16年7月1日から一般市民にも使用が認められるようになった。このため今後は、一般市民によるAEDの使用は、多くの尊い人命を救うのに必要不可欠なものとして注目されているところである。

区はこれまで、区役所本庁舎と昨年11月にオープンした豊島区観光情報センター（南池袋1-28-3/池袋駅東口・パルコ池袋店脇）の2ヶ所にAEDの設置を行なってきた。今回の82ヶ所の設置により、区民が利用するほとんどの公共施設に設置されることとなり、緊急時の救命措置が必要とされる場合に、大きな効果があるものと期待されている。なお、施設への設置は、来週から始まり、今月中には全施設への配備が終了する予定。

これと並行して、AEDを正しく操作するための講習会の実施もAED設置にあたっての重要な要件となる。このため、3月末までに消防署救急隊の協力を得て計5回の講習会を実施し、100名以上の区職員などがAED操作を習得したが、4月以降は設置施設の職員のほか、施設利用団体等も対象に継続的に講習会を実施していく予定となっている。

今回は82ヶ所の設置のほか、訓練用のAEDと人形も一式購入する。これにより、講習会や訓練等を通じて、一人でも多くの職員や関係者がAEDの操作方法を習得し、いざと言う時の救命救急に備えられるよう普段の体制についても強化を図っていく。

詳細：危機管理担当課長